

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

企業の「かかりつけ医」として 人事労務の予防と紛争解決に伴走する

高井・岡芹法律事務所は、使用者側・人事労務を専門とするブティック型法律事務所として、約300社の顧問先と日々向き合っています。人材関連、学校、不動産、保険会社など業種は幅広く、数万人規模の上場企業から数十名規模の企業まで、多様な人事労務課題を継続的に支えてきました。

紛争発生後だけでなく「気になる社員がいる」「人事制度をこのように変更したい」といった段階から相談を受け、必要に応じて訴訟や人事制度変更、人員調整といった重大局面にも対応するなど、企業の“かかりつけ医”として、日常の労務管理から紛争予防・解決までを一貫して支援しています。多数の顧問先で蓄積してきた事例経験は、実情に即した解決策を提示する大きな基盤となっています。

不正・人員調整が増加 ハラスメント・メンタルに続く新たなテーマ

相談傾向として、従来から多いハラスメントやメンタル不調に加え、最近は従業員の不正と人員調整が特に増えています。定期代の不正受給や接待費の不正請求など費用精算に関する問題は急増し、不祥事対応セミナーにも多数の申込が寄せられるなど、企業現場での関心の高まりが見られます。

一方、人員調整では、黒字・赤字の企業を問わず検討・実施が進んでいます。対象者の基準設定や手続の適正さ、記録の整備といった初動の設計が結果を大きく左右するため、当事務所では全体のシナリオ構築から実際の運用まで、企業が安全にプロセスを進められるよう実務的に支援しています。

「組織的労働法」の視点で 降格・懲戒・制度変更を支える

降格や懲戒、就業規則・人事制度の変更といっ



(後列左から)小池啓介弁護士、石井大也弁護士、帯刀康一弁護士
(前列左から)江本磨依弁護士、岡芹健夫弁護士

た「組織的労働法」も重要な領域です。近年、降格紛争が増加しており、要件や評価基準の明確化、注意・指導の履歴が客観的記録として残っているかどうか厳しく問われます。当事務所では日常の指導段階から、5W1Hでの事実整理やフィードバック記録の運用を助言し、従業員の自己決定権を尊重しつつ、企業の人事権・調査権を適切に行使できる体制づくりをサポートしています。

また、育児・介護休業制度改正、賃金のデジタル払い、自転車・キックボードの飲酒運転に対する懲戒など、法改正・社会動向を踏まえた対応も不可欠です。人と組織をめぐる課題が複雑化するなか、企業が直面する幅広い人事労務のリスクを見据え、今後も実務に根ざした支援を提供していきます。

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

弁護士数：11名(2025年11月末現在)

代表弁護士：岡芹健夫(第一東京弁護士会)

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル902号室

TEL:03-3230-2331

URL: <https://www.law-pro.jp/>

Mail: from.web@law-pro.jp